

令和5年度「本部町育英会奨学生」志望のしおり

大学・短期大学及び専修学校修学のための育英資金貸付を希望している皆様へ

本部町育英会は、経済的理由により修学に困難がある人に対し学資を補助し、有能な人材を育成することを目的として貸付事業を行っています。

本会の奨学生は、本部町育英会規約に基づき予算の範囲内で選抜され、学資の貸付が行われます。貸付された奨学金は卒業後所定の方法で返還することになりますが、その返還金は後輩の奨学生のための資金として貸付される仕組みとなっております。

この「志望のしおり」には奨学生の資格条件、申請手続、採用後の手続、返還義務等「育英会規約」に定められている主な事項を記載してありますので、これらを十分理解して、出願して下さい。

1. 奨学生の資格条件

- (1) 本部町に住所を有する人で、学校教育法に定める大学・短期大学・高等専門学校（第4年以上）・専修学校（修業年限2年以上）に在籍する人。
- (2) 人物、学業とも優れ、健康上修学に支障がなく、併せて経済的理由により著しく修学が困難である人。

2. 奨学金の貸付月額と入学準備金貸付期間

- (1) 入学準備金は、沖縄県内外の学校に入学する場合、50万円以内。入学年度のみ。
- (2) 貸付月額は、沖縄県内の学校に在籍する場合、2万5千円以内。
〃 県外の学校に在籍する場合、3万円以内。
- (3) 入学準備金の貸付期間は、令和5年3月から4月まで。
貸付月額の貸付期間は、令和5年4月から最短修業年限の期間まで。

3. 申請手続

- (1) 令和4年12月23日（金）までに所定の「本部町育英資金貸付申請書」と次の書類を添えて、本部町育英会事務局（本部町役場総務課内）まで提出して下さい。

★添付書類 ①住民票謄本（家族全員が記載されたもの）

②課税証明書（両親のもの）

③資産証明書（両親のもの）

④完納証明書

⑤合格通知書または在学証明書のコピー

※①-④の資料は令和4年11月1日～令和4年12月23日に発行されたものによる

※⑤は合格通知書が届き次第提出。入学後に在学証明書を提出。

4. 奨学生の選抜と採否決定通知

- (1) 本部町育英会の理事会（1月上旬）において予算の範囲内で奨学生の選抜をします。
- (2) 奨学生採否決定については1月下旬頃、個人宛に通知します。
- (3) 採用が決定した方については、その後の手続（契約、連帯保証人登録及び個人面談等）がありますが、詳しくは決定通知書とともにお知らせします。

5. 奨学金の償還（返済）

- (1) 貸付終了後、6ヶ月経過した後、入学準備金と貸付月額を毎月返還しなければなりません。入学準備金の返済金額は、貸付月額と同額の返済額になります。
但し、特別な理由がある場合は償還方法の変更を願い出すことができます。
- (2) 貸付金は無利子です。

お問い合わせ：本部町育英会事務局（役場総務課内）

電話 47-2101 内線 203